Ⅲ　いのち支える自殺対策における取り組み

Ⅲ－１　　施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺対策の実態を詳細に分析した地域実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

〇基本施策

１．地域におけるネットワークの強化

①地域における連携・ネットワークの強化

②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

２．自殺対策を支える人材の育成

①さまざまな職種を対象とする研修

②一般住民を対象とする研修

③学校教育に関わる人への研修

３．住民への啓発と周知

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

②市民向けの講座

③メディアを活用した啓発

４．生きることの促進要因への支援

①相談体制の充実

②居場所づくり活動

③自殺未遂者等への支援

④遺された人への支援

５．いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）

①いのちを大切にする教育（ＳＯＳの出し方に関する教育等）の実施

②いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）を推進するための連携強化

○重点施策

１．勤務・経営への支援

①ワークライフバランスの推進

②職場におけるメンタルヘルス対策の推進

２．高齢者への支援

①包括的な支援のための連携の推進

②地域における要介護者に対する支援

③高齢者の健康不安等に対する支援

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

３．生活困窮者への支援

①相談支援

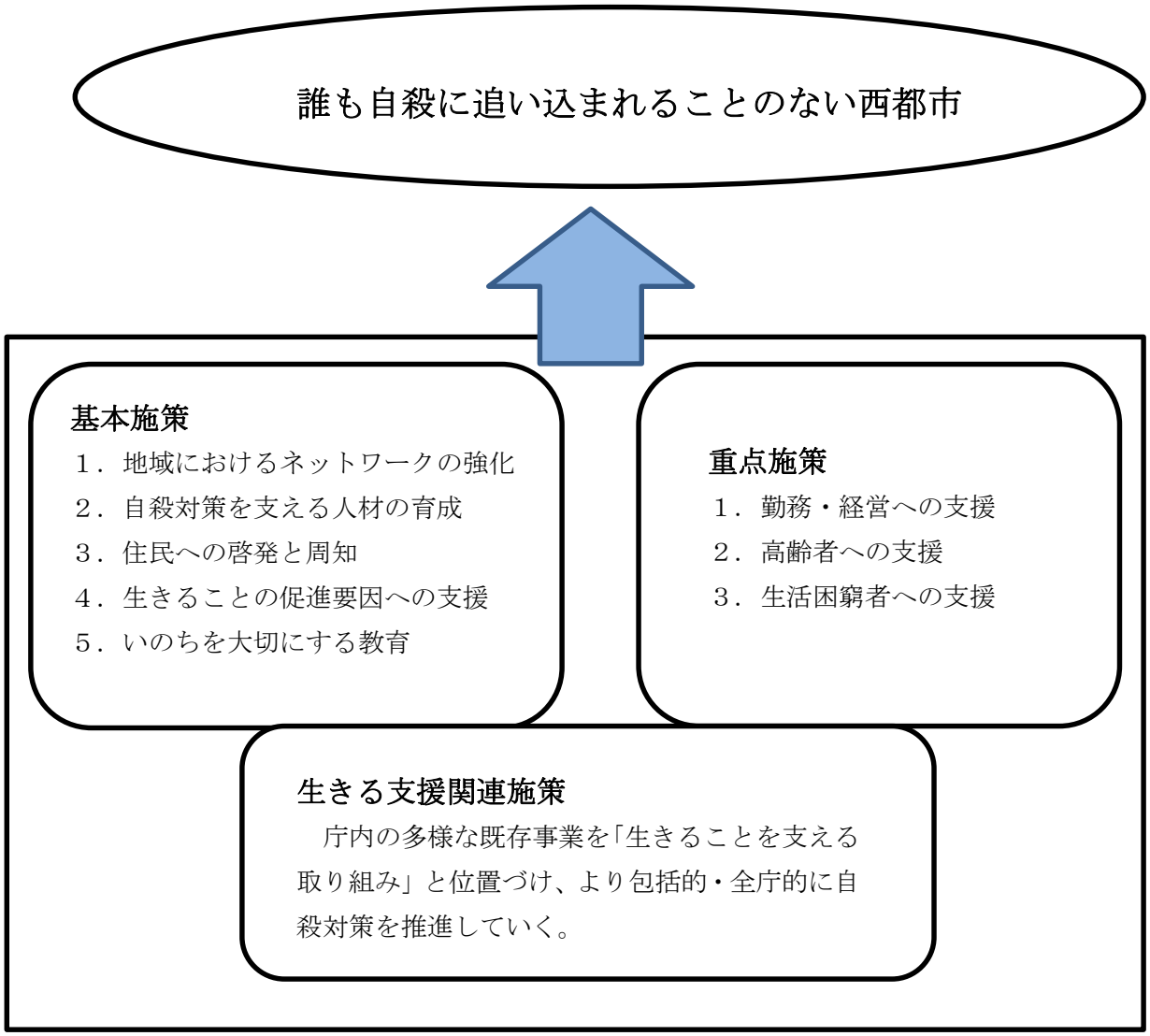

Ⅲ－２　　基本施策

（１）地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々が密接に連携する必要があります。

①地域における連携・ネットワークの強化

【　事　業　名　】 事　業　内　容	担当課
【西都市いのち支える自殺対策推進本部】 市長をトップとした本市の自殺対策における中核組織であり、各課等における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。	健康管理課
【西都市いのち支える自殺対策推進本部幹事会】 西都市いのち支える自殺対策本部の下部組織として、関係各課から選出する職員で構成する組織で、自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁的な取り組みとして横断的に自殺対策を推進します。	健康管理課
【西都市いのち支える自殺対策推進協議会】 市役所組織外の保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や団体との連携を図り、様々な関係者の知見を活かし、こころの健康づくり及び自殺対策を総合的に推進します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
西都市いのち支える自殺対策推進本部及び幹事会開催回数	－	各１回以上／年
西都市いのち支える自殺対策推進協議会開催回数	－	１回以上／年

②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

【　事　業　名　】 事　業　内　容	担当課
【西都児湯いじめ問題対策専門家委員会】 いじめ問題に関わる事例検討及び対策の協議、いじめ防止等のための調査研究及び対策の審議、重大事態に係る調査及び再発防止に資する対策の審議を行います。	教育政策課
【西都市ドメスティック・バイオレンス防止連絡調整会議】 ＤＶ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために情報交換を行い、ＤＶ被害者の早期発見と支援を行います。	市民協働推進課
【住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置及び関係課への情報提供】 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等の被害者保護の支援措置申出により、住民票及び戸籍附票等の交付制限を行い、被害者保護を図ります。併せて、関係課へ情報提供を行います。	市民課
【西都市障害者自立支援協議会】 障がい者団体・医療・保健・福祉・教育に関係する機関と連携し、障がい者の自立支援について検討します。	福祉事務所
【西都市要保護児童対策協議会】 虐待等で保護を要する児童や支援が必要とされる児童・保護者等について、適切な保護・支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉事務所
【自殺対策従事者への支援】 自殺対策従事者の負担を軽減する体制の構築に、早急に取り組みます。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
委員会・会議・協議会開催回数	各１回／年	各１回以上／年

（２）自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

①さまざまな職種を対象とする研修

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【市役所職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある人の相談や各種業務等の際に、ＳＯＳのサインに気づき寄り添いながら支援ができるように、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。	健康管理課 総務課
【福祉・介護関係機関を対象としたゲートキーパー養成講座】 高齢者、障がい者、子育て世代の人の相談等の際に、ＳＯＳのサインに気づき寄り添いながら支援ができるように、福祉・介護関係機関等の職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。	健康管理課 福祉事務所

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
市役所職員を対象とした ゲートキーパー養成講座開催回数	－	1 回以上／年
福祉・介護関係機関を対象とした ゲートキーパー養成講座開催回数	－	1 回以上／2 年

※ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

②一般住民を対象とする研修

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【こころの健康づくり講座】 「生涯学習さわやか出前講座」において、自殺の要因の一つである精神疾患や自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講座を開催します。	健康管理課 社会教育課
【関係団体等を対象とした研修】 　地域活動の中心となる人材等を対象に、相談者やその家族の変化に早期に気づき、本人の気持ちにより添い、専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、研修を開催します。	健康管理課 福祉事務所 市民協働推進課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
こころの健康づくり講座開催回数	－	4 回以上／年
関係団体等を対象とした研修 開催回数	－	1 団体以上／年

③学校教育に関わる人への研修

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【情報提供】 「いのちを大切にする教育」を推進するため、情報提供を行います。	教育政策課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
「いのちを大切にする教育」を推進するための情報提供回数	1 回以上／年	2 回以上／年

（3）住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であると言うことが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【リーフレット・啓発グッズの作成と活用】	
①庁舎窓口や支所、市内医療機関等に、相談窓口一覧を設置し、相談窓口を周知します。	①全庁
②自殺予防週間（9 月）、自殺対策強化月間（3 月）に合わせ図書館や市役所ロビーにおいて、テーマ展示や啓発グッズの配布、こころのサポーター協力員による街頭啓発活動を行い、相談窓口やゲートキーパーの役割、こころの健康や自殺予防に関する正しい知識等について普及啓発します。	②健康管理課 社会教育課
③高齢受給者証交付式・後期高齢者医療被保険者証交付式やいきいき百歳体操で相談窓口一覧を配布し、相談窓口を周知します。	③健康管理課
④各種イベントにおいて、相談窓口一覧や啓発グッズを配布し市民への啓発の機会としていきます。	④全庁

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
市庁舎窓口への相談窓口一覧設置	6 箇所	12 箇所以上
テーマ展示	2 回／年	2 回以上／年
街頭啓発活動	2 回／年	2 回以上／年

相談窓口一覧配布 ・高齢受給者証交付式 後期高齢者医療被保険者証交付式 ・いきいき百歳体操	各１回／月 －	各１回／月 実施箇所各１回
各種イベントにおける 相談窓口一覧、啓発グッズ配布回数	－	１回以上／年

②市民向けの講座

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【こころの健康づくり講座】　（再掲） 「生涯学習さわやか出前講座」において、自殺の要因の一つである精神疾患や自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、相談窓口やゲートキーパーの役割、こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講座を開催します。	健康管理課 社会教育課
【地区健康相談・健康教育】 自治公民館等で開催する健康相談・健康教育の機会に、相談窓口やゲートキーパーの役割、こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を実施します。	健康管理課
【フォーラム】 フォーラムの開催に向けて検討します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
こころの健康づくり講座開催回数	－	４回以上／年
地区健康相談・健康教育開催回数	－	４回以上／年

③メディアを活用した啓発

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【広報紙・ホームページを通じた啓発活動】 　自殺予防週間（９月）、自殺対策強化月間（３月）にあわせて、本市の広報紙やホームページに、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図るとともに、相談窓口やこころの健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知します。	健康管理課 総合政策課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
広報紙・ホームページへの掲載回数	各 2 回／年	各 2 回以上／年

（4）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害因子」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」への支援という観点から、相談体制の充実、居場所づくり活動、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

①相談体制の充実

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【健康、高齢、子育て、いじめ、介護、障がい、生活困窮、ＤＶ等の不安を抱える人への支援】 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごとに応じて、関係機関等と緊密な連携を図りながら相談支援を行います。	健康管理課 福祉事務所 教育政策課 社会教育課 市民協働推進課 生活環境課 市民課
【こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援】 保健師や相談支援事業所等によるこころの病気や不安の相談支援を行います。	健康管理課 福祉事務所

②居場所づくり活動

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【自治公民館活動】 地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよい地域を創り上げるための様々な活動を支援し、地域での居場所づくりを推進します。	社会教育課
【公園・スポーツ施設の管理】 市民が利用しやすく、ふれあいの場として集うことができるよう、環境整備に努めます。	商工観光課 スポーツ振興課
【市営住宅の管理】 若年層の定住促進、高齢者・障がい者への配慮の視点を取り入れた、多様なニーズに対応した市営住宅の整備を検討します。	建築住宅課

【社会教育】 参加者同士の交流を促進し、様々な市民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。 （公民館講座・地区館講座・図書館事業・市民会館事業 生涯学習さわやか出前講座 文化ホール事業・勤労青少年ホーム事業 働く婦人の家事業）	社会教育課 商工観光課
【学校教育】 みつばルーム（適応指導教室）を開設し、不登校問題やいじめ問題等を抱える児童生徒及び家庭に対して、教育相談や適応指導を行うとともに、安心して集える居場所を提供します。	教育政策課
【高齢者を対象とした居場所づくりの推進】 ①住民が主体となり開催している「ふれあいいきいきサロン」「いきいき百歳体操」等の運営を支援し、高齢者の心身機能の維持向上を図るだけでなく、地域住民の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。 ②高齢者クラブの運営を支援し、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見いだせる地域づくりを目指します。 ③高齢者教室・このはな学園を開催し、参加者同士の交流を促進し高齢者が気軽に集える居場所づくりを推進します。 ④小中学校において、児童生徒と高齢者が昔の遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。 （世代間交流）	 ①健康管理課 福祉事務所 ②福祉事務所 ③社会教育課 ④教育政策課 社会教育課
【子育て世代の親や子どもを対象とした居場所づくり】 ①子育て支援センターや児童館等、子育て世代の親や子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。 ②子ども育成会の運営を引き続き支援し、健全育成を図るだけでなく、地域住民との交流を図り、子育て世代の親や子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。	 ①福祉事務所 ②社会教育課

○評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
いきいき百歳体操 実施箇所数	15箇所 （平成29年度までの累計）	45箇所 （平成35年度までの累計）
高齢者教室開催回数	各地区館10回／年	現状維持
世代間交流実施回数	各学校・地区1回／年	現状維持

③自殺未遂者への支援

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【自殺未遂者への支援】 　自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な支援を行っていきます。	健康管理課 消防本部

○評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
西都児湯地域自殺対策推進協議会及び関連会議への参加	2回／年	2回以上／年

④遺された人への支援

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【つどいの案内】 　同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合えるような会や相談窓口を紹介し、遺族の精神的ケアを関係機関と連携して行います。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
「自死遺族のつどい」、相談窓口周知回数	－	2回以上／年

（５）いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）

西都市こころの健康に関するアンケートにおいて、今後必要と思われる自殺対策について、「学校でのいのちの教育の充実」と答えた方が 51.0％と最も多くなっています。

小中学校において、子どもたちが自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できる教育を推進します。

①いのちを大切にする教育（ＳＯＳの出し方に関する教育等）の実施

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【いのちを大切にする教育】 小中学校において、子どもたちが自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できる教育を推進します。	教育政策課
【学校への専門家の派遣】 各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制づくりに努めます。	教育政策課
【ふれあいコール、チャイルドラインの周知】 チラシやカードを配布し、子ども自身が相談できる場所について周知を図ります。	教育政策課 社会教育課
【子どもの人権に関する教育】 小中学校児童生徒を対象とした人権に関する教育及びＳＯＳミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	教育政策課

○　評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
「いのちを大切にする教育」に取り組む学校数	小学校 9 校 中学校 6 校	現状維持
小中学校児童生徒を対象とした人権に関する教育の実施	通年において実施	現状維持

②いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）を推進するための連携強化

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【学校教育関係者の連携強化】 「いのちを大切にする教育」を推進するため、情報提供を行います。	教育政策課
【児童生徒の支援体制の強化】 　不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。	教育政策課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
学校教育関係者への情報提供	1 回／年	2 回以上／年

Ⅲ－３　重点施策

（１）勤務・経営への支援

西都市では、平成 25 年から 29 年の 5 年間の自殺者数 29 人のうち、有職者が 12 人となっています。

また、西都市こころの健康に関するアンケートにおいて、今後必要と思われる自殺対策について、「失業対策や雇用対策の充実」と答えた方が 30.6%、「職場や地域での相談窓口の充実」と答えた方が 29.0%となっています。

有職者が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に則した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

①ワークライフバランスの推進
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【ワークライフバランスの推進】 県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知・啓発を行います。	商工観光課
【健康相談・健康教育の実施】 関係機関と連携し、市内の小規模事業所の勤労者等を対象とした健康相談・健康教育を実施します。	健康管理課 商工観光課
【啓発事業の強化】 働き盛り世代を対象に、本市の広報紙等を活用したうつ状態や睡眠障害等に係る普及活動を行い、こころの健康リスクの早期発見を進めます。	健康管理課 総合政策課
【家族等の気づきの促進】 悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ状態や自殺の危険を示すサインへの気づき方や相談窓口についての普及啓発を進めます。	健康管理課

【団体との連携】 　各種商工団体、農業協同組合等と自殺の実態や自殺リスクに関する情報を共有し連携強化を図るとともに、相談窓口の周知や、こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるために情報提供を行います。	健康管理課 商工観光課 農政課

○評価指標

評価項目	現状	平成 35 年度までの目標値
県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知・啓発回数	1 回／年	1 回以上／年
健康相談・健康教育開催回数	1 回／年	3 回以上／年
広報紙等を利用した啓発	1 回／年	2 回以上／年
団体への情報提供	－	2 回以上／年

（2）高齢者への支援

西都市の各年代別の自殺死亡率をみると、男性の 80 歳以上で高くなっています。

また、西都市こころの健康に関するアンケートにおいて、今後必要と思われる自殺対策について、「高齢者の孤独を防ぐ対策」と答えた方が 47.1%と 2 番目に多くなっています。

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

①包括的な支援のための連携の推進

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【地域包括ケアシステムの構築】 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築します。	健康管理課
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。 また、困難事例については、「支援困難ケースの地域ケア会議」において、チームとして個別支援の充実を図ります。	健康管理課

○　評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
地域ケア会議（自立支援型）の開催	1～2 回／月	1 回以上／月

②地域における要介護者に対する支援

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【在宅医療・介護連携の推進】 　地域で安心して暮らす上で必要な医療･介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を定期的に開催します。	健康管理課
【地域リハビリテーション活動支援事業】 　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等リハビリに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取り組みを総合的に支援します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
地域リハビリテーション活動支援事業派遣回数	10 回／年	10 回以上／年

③高齢者の健康不安等に対する支援

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【高齢者への総合相談窓口】 　問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者を初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	健康管理課 福祉事務所
【地区健康相談・健康教育】　　（再掲） 　自治公民館等で開催する健康相談・健康教育の機会に、相談窓口やゲートキーパーの役割、こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を実施します。	健康管理課

【生活困窮者自立支援事業】 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクが高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた支援をしていきます。	福祉事務所
【高齢者医療各種申請】 高齢者医療における各種申請時に、健康面や生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある住民を適切な機関につなぐ等の役割を担います。	健康管理課
【重複頻回多受診訪問指導】 健康に関する相談に応じるとともに、必要な支援機関を紹介し健康不安の軽減に努めます。	健康管理課
【認知症サポーター養成講座】 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、認知症の方や家族が安心して地域で生活できるよう支援します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
地区健康相談・健康教育開催回数	－	4 回以上／年
重複頻回多受診訪問指導件数	延べ 15 件／年	延べ 20 件以上／年
認知症サポーター養成講座参加者数	3,336 人 （平成 29 年度までの累計）	4,500 人以上 （平成 35 年度までの累計）

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【高齢者を対象とした居場所づくりの推進】（再掲） ①住民が主体となり開催している「ふれあいいきいきサロン」「いきいき百歳体操」等の運営を支援し高齢者の心身機能の維持向上を図るだけでなく、地域住民の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。 ②高齢者クラブの運営を支援し、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見いだせる地域づくりを目指します。 ③高齢者教室・このはな学園を開催し、参加者同士の交流を促進し、高齢者が気軽に集える居場所づくりを推進します。 ④小中学校において、児童生徒と高齢者が昔の遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。 （世代間交流）	①健康管理課 福祉事務所 ②福祉事務所 ③社会教育課 ④教育政策課 社会教育課

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年までの目標値
いきいき百歳体操 実施箇所数	15 箇所 （平成 29 年度までの累計）	45 箇所 （平成 35 年度までの累計）
高齢者教室開催回数	各地区館 10 回／年	現状維持
世代間交流実施回数	各学校・地区　1 回／年	現状維持

（３）生活困窮者への支援

生活困窮者の背景には、虐待、ＤＶ，多重債務、労働、介護等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

①相談支援

【事　業　名】 事　業　内　容	担当課
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。	福祉事務所
【生活困窮者自立支援事業】　（再掲） 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクが高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた支援をしていきます。	福祉事務所
【国民年金事業】 国民年金の資格取得喪失等届書、免除等申請書、老齢基礎年金等裁定請求書の受付を行い、国民年金保険料の納付困難な方へは免除等申請を案内します。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を発見した場合、必要な支援へつなげられるよう体制づくりを進めます。	市民課
【各種納付相談】 各種税金や保険料等の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある人の相談を、随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。	健康管理課 建築住宅課 上下水道課 税務課 福祉事務所
【就学援助・奨学金】 経済的理由によって就学困難と認められる小中学校児童生徒の保護者に対し、費用の一部を補助します。また、高等教育に必要な奨学金の情報提供や資金貸付を行うなど、自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。	教育政策課

【市営住宅の管理】 経済的困窮をはじめ、生活面での問題等に関する相談先一覧等のリーフレットの配布を通じて相談窓口の情報提供を行うとともに、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある人に対し様々な支援につなげられる体制づくりを進めます。	建築住宅課
【消費生活無料相談】 借金問題や多重債務等生活に関する相談を受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。	生活環境課
【健康診査・保健指導】 生活保護受給者（40 歳以上）に対し、健康診査及び保健指導を行い、健康に関する相談に応じ、健康不安の軽減に努めます。	健康管理課 福祉事務所

○評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
消費生活無料相談開催回数	2 回／年	現状維持
健康診査（生活保護）受診率	8.9%（26 人）	10%以上